

平成 26 年 12 月 14 日機関誌編集委員会承認
日本地域学会出版物の機関・個人リポジトリ登録に関する申し合わせ

1. 『地域学研究』『日本地域学会年報』の論文等について

1-1 機関リポジトリへの対応

本会は、『地域学研究』『日本地域学会年報』の論文等（論文，研究ノート，事例研究，提言，書評等）を J-STAGE で電子媒体により閲覧できるようにしている。論文等を非営利の機関リポジトリへ登録する場合は、著者の承諾を受けていること、出典を明記することを条件として、学会へ申請を行う。ただし、論文等の PDF ファイルについては、電子媒体の別刷を学会事務局より購入して利用する。

1-2 個人リポジトリへの対応

本会は、著作者自身が自分の出版物の記事の全文または一部を複製し、翻訳しあるいは翻案する等の場合においては、これに対して原則として異議申立てをしたり妨げることはしていない。論文等を著者自身が非営利の個人リポジトリへ登録する場合は、本会が出版物の著作権を有していることから、出典の明記を条件として原則許諾する。ただし、論文等の PDF ファイルについては、電子媒体の別刷を学会事務局より購入して利用する。

2. 「年次大会学術発表論文集（予稿集）」「ニューズレター」の論文・記事等について

2-1 機関リポジトリへの対応

本会は、「年次大会学術論文集（予稿集）」、「ニューズレター」等（アブストラクト，レジメ等）を発行している。論文・記事等を非営利の機関リポジトリへ登録する場合は、著者の承諾を受けていること、出典を明記することを条件として、学会へ申請を行う。ただし、機関リポジトリに登録される論文・記事等は、学会事務局に提出されたものと同じ内容のものでなければならない。

2-2 個人リポジトリへの対応

本会は、著作者自身が自分の出版物の記事の全文または一部を複製し、翻訳しあるいは翻案する等の場合においては、これに対して原則として異議申立てをしたり妨げることはしていない。論文・記事等を非営利の個人リポジトリへ登録する場合は、本会が出版物の著作権を有していることから、出典の明記を条件として原則許諾する。ただし、個人リポジトリに登録される論文・記事等は、学会事務局に提出されたものと同じ内容のものでなければならない。

3. その他

3-1 この申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

3-2 この申し合わせは、改定することができる。その場合、改定案を機関誌編集委員会において審議し、理事会が承認する。

機関リポジトリ登録申請書

日本地域学会の出版物の論文・記事等を機関リポジトリに登録いたしたく、許可書の発行を申請します。機関リポジトリへ登録する論文・記事等については、著者の承諾を受けています。

申請日	令和 年 月 日
出版物 (該当するものに○)	地域学研究 日本地域学会年報 年次大会学術論文集 (予稿集) ニューズレター
論文・記事等の題目	
著者名	
巻・号・頁	
申請者 (機関)	
担当者名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	

日本地域学会
機関リポジトリ登録に関する許可書

下記の機関に対し、日本地域学会の出版物の論文・記事等を機関リポジトリとして利用することを許可いたします。

出版物 (該当するものに○)	地域学研究 日本地域学会年報 年次大会学術論文集（予稿集） ニューズレター
論文等の題目	
著者名	
機関	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

(枠内については，申請者が記入してください)

(注意事項)

- ・『地域学研究』『日本地域学会年報』の論文等については、日本地域学会より購入した電子抜き刷り（PDF ファイル）を登録すること。
- ・機関リポジトリ登録された論文・記事等を、別の機関または個人のリポジトリに再登録または委譲してはならない。

許可日 令和 年 月 日
日本地域学会 会長 木南莉莉

参考

日本地域学会出版物著作権規程

平成 11 年 8 月 19 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会(以下、本学会)会則 (以下、会則) 第 4 条第 3 号 に定める学会機関誌およびその他の不定期刊行物 (ニューズレター, 会員名簿, 年次大会プログラム, 同予稿集 等) (以下、出版物) の記事の著作権の帰属等について定める。

(著作権の帰属)

第 2 条 出版物の記事の著作権 (著作財産権, Copyright) は, 原則として本学会に 帰属する。

(著作者自身の複製等による利用)

第 3 条 本学会は, 著作者自身が自分の出版物の記事の全文または一部を 複製し, 翻訳しあるいは翻案する等の場合においては, これに対して原則として異議申立てをしたり妨げることとはしない。

(機関誌の記事・論文等の取り扱い)

第 4 条 前条の規定にかかわらず, 著作者自身が会則第 4 条第 3 号に定める 学会機関誌に掲載された自分の記事の全文を複製の形で他の著作物に利用する限り, 事前に本学会へ文書で申し出を行い, 許諾を求めなければならない。

(第三者への許諾)

第 5 条 本学会は, 第三者から出版物の記事の複製あるいは転載に関する許諾の 要請があり本学会がこれを必要と認めた場合には, 著作者に代わって許諾することがある。

(改正)

第 6 条 この規程は, 本学会理事会の議を経て改正することができる。

附則

(施行)

第 1 条 この規程は, 制定の日から施行する。